

新型コロナウイルス感染拡大防止のための和歌山県立医科大学活動制限指針

令和3年4月7日改定

本指針は、本学教職員及び学生の健康・安全を守ることを目的とし、本学の活動制限をレベルで表現し可視化することにより、教職員及び学生の適切な意識と行動の変容を促すため、策定するものである。

（留意事項）①この活動制限指針は、今後の感染状況に応じ、随時見直しを行う場合がある。

②附属病院の業務については、本指針の範囲外とする。

NO.1

制限	フェーズ	社会的状況	教職員管理					研究活動
			出張（兼業）	海外渡航	本学教職員が主催する学会・研究会	健康管理	その他	
制限小	1	本県以外（京阪神を除く。）で新型コロナウイルスの新規陽性患者が発生しているとき	●手指衛生の徹底及びマスク着用等の十分な感染対策を行い出張（兼業）する。	●感染危険情報レベル2以上の国や地域への渡航は、禁止とする。 ●その他の国や地域への渡航は、自粛する。	●「3密」を回避し、手指衛生の徹底及びマスク着用等の十分な感染対策を行い開催する。	●毎朝検温し、体調不良がないかセルフチェックをする。 ●手指衛生の徹底及びマスク着用等の感染対策を行う。 ●教職員に感染が疑われる場合は、「新型コロナウイルス感染症に係る本学教職員の報告体制」により対応する。	●食事会等を開催する場合は、施設が行う感染対策を遵守するとともに、「3密」を避け、十分な感染対策を行う。 ●不特定多数が集合する施設の利用については、施設が行う感染防止策を遵守するとともに、「3密」を避け、十分な感染対策を行う。	●研究活動は続行できるが、感染拡大に最大限の配慮をしつつ、現場での滞在時間を減らし、在宅での研究活動を検討する。
制限中	2	本県または京阪神で新型コロナウイルスの新規陽性患者が発生しているとき	●県外への不要不急の出張（兼業）については、自粛する。 やむを得ず出張（兼業）しなければならない場合は、十分な感染対策を行う。		●オンラインでの開催も検討する。 ●参加者が学内者のみの学会や研究会については、十分な感染対策を行った上で開催可能とする。 ●学外者が参加する学会や研究会については、可能な限り開催を自粛する。		●食事会等については、自粛する。 ●不特定多数が集合する施設の利用については、自粛する。 ●事務局は、代替勤務場所の確保を行う。	
制限大	3	本県以外（京阪神を除く。）で緊急事態宣言が出されているとき 又は上記地域で市中感染が多発しているとき	●県外への不要不急の出張（兼業）については、自粛する。 ●ただし、対象地域への出張（兼業）については、原則禁止とする。 やむを得ず出張（兼業）しなければならない場合は、十分な感染対策を行う。		●オンラインでの開催も検討する。 ●参加者が学内者のみの学会や研究会については、十分な感染対策を行った上で開催可能とする。 ●対象地域の学外者が参加する学会や研究会については、原則禁止とする。			
制限大	4	京阪神で緊急事態宣言が出されているとき 又は上記地域で市中感染が多発しているとき	●県外への出張（兼業）については、原則禁止とする。 やむを得ず出張（兼業）しなければならない場合は、十分な感染対策を行う。		●オンラインでの開催も検討する。 ●参加者が学内者のみの学会や研究会については、十分な感染対策を行った上で開催可能とする。 ●学外者が参加する学会や研究会については、原則禁止とする。		●食事会等については、自粛する。 ●不特定多数が集合する施設の利用については、自粛する。 ●ただし、対象地域での食事会、不特定多数が集合する施設の利用については、禁止とする。 ●裁量労働制試行教員については、在宅勤務を推奨する。	
制限大	5	本県で緊急事態宣言が出されているとき 又は本県で市中感染が多発しているとき		●海外渡航については、禁止とする。	●開催については、禁止とする。 ただし、オンラインでの開催は可能とする。	●毎朝検温し、体調不良がないかセルフチェックをする。 ●日々の行動記録（年月日、時刻、訪れた場所、移動状況・経路等）を残しておく。 ●手指衛生の徹底及びマスク着用等の感染対策を行う。 ●教職員に感染が疑われる場合は、「新型コロナウイルス感染症に係る本学教職員の報告体制」により対応する。	●食事会等については、禁止とする。 ●不特定多数が集合する施設の利用については、禁止とする。 ●裁量労働制試行教員については、在宅勤務を推奨する。	●在宅やオンラインでの研究活動※を優先し、大学施設の利用が不可欠な実験研究等については、令和2年6月5日文部科学省発出の「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン」を遵守の上、必要最小限の範囲で行うことができる。 ●ただし、本学に対し施設の使用制限が要請された場合、研究活動に伴う大学施設内への立入は原則禁止（特別に許可された場合を除く。）とする。
制限大	特	本学教職員が陽性となったとき	●出張（兼業）については、原則禁止とする。	●海外渡航については、禁止とする。	●開催については、禁止とする。 ただし、オンラインでの開催は可能とする。	●教職員の陽性が判明した場合は、保健所の指示に従い対策を講じる。また、健康管理センターは、管理職員からの情報をもとに接触者リストを作成する。 ●教職員が濃厚接触者となった場合は、保健所から指示された日数（14日間）の特別休暇を取得させる。また、健康管理センターは、管理職員からの情報をもとに接触者リストを作成する。	●食事会等については、禁止とする。 ●不特定多数が集合する施設の利用については、禁止とする。 ●事務局の職員が陽性または濃厚接触者となった場合は、「和歌山県立医科大学事務局業務継続計画」に基づき業務を行う。	●陽性者及び濃厚接触者の大学施設内への立入を禁止とする。

※在宅やオンラインでの研究活動は、裁量労働制試行教員を対象とする。

制限	フェーズ	社会的状況	【医学部・大学院】 授業（授業・実習・試験）	【保健看護学部・大学院・専攻科】 授業（講義・演習・実習）	【薬学部】 授業（講義・演習・実習）	学生管理		図書館		
						入構制限	その他	開館状況	設備利用	図書館サービス
制限 小	1	本県以外（京阪神を除く。）で新型コロナウイルスの新規陽性患者が発生しているとき	●学部の授業については、県の感染拡大防止ガイドラインを遵守できる範囲内で面接授業を実施し、遠隔授業を併用する。 ●医学研究科大学院生及び大学院準備課程登録者の研究指導については各指導教員の判断によるものとする。 ●医学研究科修士課程 1 年については面接講義を実施する。	●学部の授業については、県の感染拡大防止ガイドラインを遵守できる範囲内で面接授業を実施し、遠隔授業を併用する。 ●大学院保健看護学研究科、助産学専攻科については各指導教員の判断による。	●学部の授業については、県の感染拡大防止ガイドラインを遵守できる範囲内で面接授業を実施し、遠隔授業を併用する。	【紀三井寺キャンパス】 面接授業の受講及び実習・臨床実習を実施する学部生、大学院生以外は立入禁止（図書館利用者を除く） 【三葛キャンパス】 面接授業等を受講する学生以外は立入禁止（図書館利用者を除く） 【伏虎キャンパス】 面接授業等を受講する学生以外は立入禁止（図書館利用者を除く）	●食事会等を開催する場合は、施設が行う感染対策を遵守するとともに、「3 密」を避け、十分な感染対策を行う。 ●不特定多数が集まる施設の利用については、施設が行う感染防止策を遵守するとともに、「3 密」を避け、十分な感染対策を行う。	全館平日夜間・土曜休館	【学外者】全館入館禁止 【学生】グループ閲覧室、研究個室利用不可 ただし、面接授業及び実習の対象外の学生は座席利用禁止 【教職員】グループ閲覧室、研究個室利用不可	【文献取寄】通常どおり 【貸出・返却】通常どおり
	2	本県または京阪神で新型コロナウイルスの新規陽性患者が発生しているとき					●食事会等については、自粛する。 ●不特定多数が集まる施設の利用については、自粛する			
	3	本県以外（京阪神を除く。）で緊急事態宣言が出されているとき 又は上記地域で市中感染が多発しているとき					●食事会等については、自粛する。 ●不特定多数が集まる施設の利用については、自粛する。 ●ただし、対象地域での食事会、不特定多数が集まる施設の利用については、禁止とする。			
	4	京阪神で緊急事態宣言が出されているとき 又は上記地域で市中感染が多発しているとき					●食事会等については、自粛する。 ●不特定多数が集まる施設の利用については、自粛する。 ●ただし、対象地域での食事会、不特定多数が集まる施設の利用については、禁止とする。			
制限 大	5	本県で緊急事態宣言が出されているとき 又は他府県（特に大阪府）との間で移動が制限されているとき	●学部の授業については、遠隔授業のみ実施する。 ●医学研究科大学院生については各指導教員の判断によるものとする。	●学部の授業については、遠隔授業のみ実施する。 ●大学院保健看護学研究科、助産学専攻科については各指導教員の判断による。	●学部の授業については、遠隔授業のみ実施する。	【紀三井寺キャンパス】 学部生は立入禁止 大学院生は指導教員の指示に従う。 【三葛キャンパス】 学部生は立入禁止 大学院生、助産学専攻科生は指導教員の指示に従う。 【伏虎キャンパス】 学部生は立入禁止	●食事会等については、禁止とする。 ●不特定多数が集まる施設の利用については、禁止とする。	全館平日夜間・土曜休館	【学外者】全館入館禁止 【学生】グループ閲覧室、研究個室利用不可 ただし、面接授業及び実習の対象外の学生は座席利用禁止 【教職員】グループ閲覧室、研究個室利用不可（入館者全員） 利用記録収集のため退館時に記録票を提出する ※県外在住の学生については入館不可	【文献取寄】通常どおり 【貸出・返却】通常どおり ※県外在住の学生については電話で相談すること
制限 大	特	本学教職員及び学生が陽性となったとき	●学部の授業については、遠隔授業は継続実施するとともに、面接授業は陽性者の学内活動エリアや感染拡大状況を勘案のうえ実施の可否を判断し、不可の場合は遠隔授業に切り替える。 ●医学研究科大学院生の研究指導については各指導教員の判断によるものとする。 ※但し、濃厚接触者及び濃厚接触した範囲は活動禁止	●学部の授業については、遠隔授業は継続実施するとともに、面接授業は陽性者の学内活動エリアや感染拡大状況を勘案のうえ実施の可否を判断し、不可の場合は遠隔授業に切り替える。 ●大学院保健看護学研究科、助産学専攻科については各指導教員の判断による。 ※但し、濃厚接触者及び濃厚接触した範囲は活動禁止	●学部の授業については、遠隔授業は継続実施するとともに、面接授業は陽性者の学内活動エリアや感染拡大状況を勘案のうえ実施の可否を判断し、不可の場合は遠隔授業に切り替える。 ※但し、濃厚接触者及び濃厚接触した範囲は活動禁止	【紀三井寺キャンパス】 面接授業の受講及び実習・臨床実習を実施する学部生、大学院生以外は立入禁止（図書館利用者を除く） 【三葛キャンパス】 面接授業等を受講する学生以外は立入禁止（図書館利用者を除く） 【伏虎キャンパス】 面接授業等を受講する学生以外は立入禁止（図書館利用者を除く） ※但し、3 キャンパス共に濃厚接触者及び濃厚接触した範囲は立入禁止	●食事会等については、禁止とする。 ●不特定多数が集まる施設の利用については、禁止とする。	ただし、図書館職員が陽性者になった場合は全館閉館	【学外者】全館入館禁止 【学生】グループ閲覧室、研究個室利用不可 ただし、面接授業及び実習の対象外の学生は座席利用禁止 【教職員】グループ閲覧室、研究個室利用不可（入館者全員） 利用記録収集のため退館時に記録票を提出する ただし、図書館職員が陽性者になった場合は全設備利用不可	【文献取寄】通常どおり 【貸出・返却】通常どおり ただし、図書館職員が陽性者になった場合は全サービス利用停止